

なんでもインフォ 2021. 6



発 行　株式会社 昭和土木設計
岩手県矢巾町流通センター南４丁目１−23
Tel 019-638-6834　Fax 019-638-6389

～ 都市計画面からの安全な暮らしの確保 ～

◆ はじめに

このところ、平成 28 年台風第 10 号、平成 30 年 7 月豪雨、令和元年東日本台風（台風第 19 号）、令和 2 年 7 月豪雨等々、毎年、洪水氾濫や土砂災害などのいわゆる水災害による多くの犠牲者がでている。心からご冥福をお祈りしますとともに、今なお復興途上の皆様には心からお見舞いを申し上げます。

今回は、このような水災害から命を守る安全な暮らしを確保するための取組のうち、都市計画の面からの対策について整理してみたいと思います。

◆ 治水対策の転換（「流域治水」へ）

国土交通省では、気候変動の影響等による水災害の激甚化・頻発化に対応するため、①氾濫をできるだけ防ぐ、②被害対象を減少させる、③被害の軽減・早期復旧・復興、を柱とする「流域治水」の推進を打ち出し、本年 4 月 28 日には「流域治水」関連法が成立している。

上記、②被害対象を減少させる、は都市計画分野での対策となるものが多く、具体的には土地利用規制や移転促進によることとなる。

◆ 都市計画面からの安全な暮らしの確保

（１）「安全なまちづくり」が求められる背景

① 国土構造の脆弱性

我が国の国土構造は、全人口の約 7 割が災害リスクの高いエリアに居住している（令和 3 年版国土交通白書について P.7；国土交通省総合政策局）など、自然災害に対して極めて脆弱である。国民の命と暮らしを守るため、災害リスクに対する脆弱性を克服することは待ったなしの課題である。

② 流域全体での取組の必要性

近年の気候変動による水災害リスクの増大に備えるためには、河川や下水道等の管理者のみならず氾濫域を含む流域に関わる全ての関係者が主体的に取り組む必要がある。流域の防災・減災のためのすまい方や土地利用の観点から、都市計画による被害の軽減策も重要な取組みとなる。

（２）「安全なまちづくり」の取組の概要（図１参照）

（関連法は R.2.6.10 公布、主要部分は R.4.4.1 施行予定）

① 災害ハザードエリアにおける開発抑制

災害危険区域や土砂災害特別警戒区域等の災害レッドゾーンでは、都市計画区域全域での宅地等（自己居住用を除く）に加え、自己の業務用施設（店舗、病院、社会福祉施設、旅館、ホテル、工場、倉庫等）の開発を原則禁止する。

② 立地適正化計画の強化

都市計画法上の立地適正化計画の居住誘導区域から災害レッドゾーンを除外する。また、市町村は居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める「防災指針」を作成する。

③ 災害ハザードエリアからの移転の促進

市町村が主体となって移転者等のコーディネート、移転に関する具体的な計画作成などを行う。また、防災集団移転促進事業では 10 戸以上から 5 戸以上に要件緩和して制度の利用を促す。

◆ おわりに

今回は、「流域治水」の取組のうち、都市計画面での対応（すまい方や土地利用）に絞って若干の整理を行ってみたものです。国土交通省では、治水計画をこれまでの「過去の降雨実績に基づくもの」から「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直すこととし、「流域治水プロジェクト」を推進していますが、治水計画の見直しは画期的なことだと感じています。

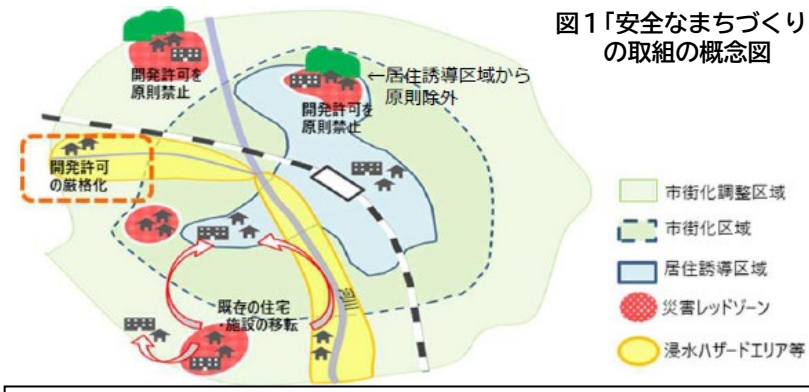


図１「安全なまちづくり」の取組の概念図

【出典】国土交通省 防災・減災本部第２回本部会議（令和２年７月６日））
資料３ 総力戦で挑む防災・減災プロジェクト 主要施策３

〈参考とした主な資料〉
第 16 回都市計画基本問題小委員会
（2020 年 1 月 27 日）資料 2 「防災・減災等のための都市計画法・都市再生特別措置法等の改正内容（案）について」

株式会社 昭和土木設計の紹介

弊社は，道路・河川・橋梁等の計画・設計，GIS，IT ソリューション等の業務を行っております．
”なんでもインフォ“のバックナンバーについては https://showacd.co.jp をご覧ください．